

成蹊大学大学院法学政治学研究科規則

制 定 昭和44年11月27日
学 園 理 事 会
最新改正 2015年3月6日
常 務 理 事 会

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、法学政治学研究科（以下「本研究科」という。）における学則実施上の必要な事項を定める。

(本研究科における教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、グローバル化と情報化が進展する現代社会において、幅広い視野、正確な分析力、的確な判断力、高度な社会科学的思考力を備えるとともに、法律学又は政治学の専門的研究能力を備え、社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出し、かつ、社会問題の解決に貢献できる人材の育成を目的とする。

2 本研究科の各課程における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程 法律学又は政治学の分野において、さまざまなかたちで社会に貢献する活動を行うための基礎的研究能力と専門的知識を備えた人材の育成を目的とする。

(2) 博士後期課程 法律学又は政治学の分野において、社会及び学界に貢献する優れた研究者の養成を目的とする。

(教育課程及び研究指導)

第2条 前条に掲げる目的を達成するために必要な本研究科の授業科目及び単位数並びに必修選択の区分は、別表に定めるとおりとする。

2 本研究科における授業科目の履修の方法及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画については、別に定める。

(他大学院等における履修及び単位)

第3条 研究科長が教育研究上有益であると認めるときは、学生は、その所属専攻以外の専攻、他研究科又は他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、博士前期課程にあつては10単位以内、博士後期課程にあつては6単位（法科大学院の課程を修了した者にあつては、4単位）以内に限り本研究科において修得したものとみなすことができる。ただし、修得したものとみなすことができる単位は、博士前期課程及び博士後期課程を通して10単位以内に限るものとする。

(指導教授及び副指導教授)

第4条 研究科長は、博士前期課程及び博士後期課程に入学した学生の指導教授及び副指導教授を定めるものとする。

2 指導教授は、学則第9条第2項の規定に基づき、指導する学生の研究指導計画を策定し、研究科長の承認を得るものとする。

(履修計画)

第5条 学生は、前条第2項の研究指導計画に基づき、別表に定める授業科目を計画的かつ体系的に履修しなければならない。

2 学生は、授業科目の履修に当たっては、学期の始めにおいて所定の様式により申請し、研究科長の承認を得なければならない。

(単位の認定)

第6条 授業科目修了の認定は、筆記試験若しくは口述試験又は研究報告等により、当該科目担当教員が行うものとし、合格者に所定の単位を与える。

(単位の認定の時期)

第7条 前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が終了する学年又は学期の末において行う。ただし、研究科長が特別の事情があると認めるときは、期日を変更することができる。

(転学者の単位換算)

第8条 他大学の大学院から転入学した学生が当該大学院で修得した単位は、別に定める基準により、第11条又は第12条に規定する単位として認定することができる。

(単位認定科目の成績評価)

第9条 第3条及び前条の規定により認定する授業科目の成績評価は、学則第11条の2の規定により、Tと表示する。ただし、研究科長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(学位論文等の提出)

第10条 学位論文又は特定の課題についての研究（以下「特定課題研究」という。）の成果は、指導教授の承認を得て、所定の期日までに提出しなければならない。

2 所属する専攻の授業科目について20単位以上を修得した者でなければ、修士の学位論文（以下「修士論文」という。）又は特定課題研究の成果を提出することができない。

3 所属する専攻の授業科目について8単位以上を修得した者でなければ、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出することができない。

(博士前期課程の修了要件)

第11条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、所属する専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

(博士後期課程の修了要件)

第12条 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、所属する専攻の授業科目について12単位（法科大学院の課程を修了した者にあつては、8単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(組織的な研修及び研究を行うための委員会)

第13条 本研究科に、学則第8条の2の規定に基づき、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図ることを目的として組織的な研修及び研究を行うための委員会を置く。

2 前項に規定する委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (昭和44年11月27日制定、昭和45年3月26日文部大臣承認)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年11月26日一部改正)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月28日全部改正)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 昭和51年度以前の入学者については、改正前の規則の定めるところによる。

附 則 (昭和61年3月26日一部改正)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 昭和60年度以前の入学者については、改正前の規則の定めるところによる。

附 則 (昭和62年3月25日一部改正)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月26日一部改正)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日一部改正)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成9年度以降の入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月24日一部改正)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項、第3条の2、第10条第3項及び別表の規定は、平成12年度以降の入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2003年3月28日一部改正)

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2004年3月26日一部改正)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2005年3月11日一部改正)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2007年3月9日一部改正)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月14日一部改正)

- 1 この規則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、2008年度以降の入学者から適用し、2007年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表中「学際分野特殊研究」にかかる改正規定については、2007年度以前の入学者についても適用する。この場合において、この規則の施行前に修得した学際分野特殊研究は、改正後の規定により修得したものとみなす。

附 則 (2014年12月12日一部改正)

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学大学院法学政治学研究科規則の規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年3月6日一部改正)

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

1 法律学専攻

(1) 博士前期課程

授 業 科 目	単位数		授 業 科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
< 所 属 専 攻 科 目 >			国 際 法 特 殊 研 究		2
憲 法 特 殊 研 究 I		2	国 際 法 基 本 研 究 I		4
憲 法 基 本 研 究 I		4	国 際 法 基 本 研 究 II		4
憲 法 特 殊 研 究 II		2	労 働 法 特 殊 研 究 I		2
憲 法 基 本 研 究 II		4	労 働 法 基 本 研 究 I		4
憲 法 特 殊 研 究 III		2	労 働 法 特 殊 研 究 II		2
憲 法 基 本 研 究 III		4	労 働 法 基 本 研 究 II		4
行 政 法 特 殊 研 究 I		2	法 哲 学 特 殊 研 究		2
行 政 法 基 本 研 究 I		4	法 哲 学 基 本 研 究 I		4
行 政 法 特 殊 研 究 II		2	法 哲 学 基 本 研 究 II		4
行 政 法 基 本 研 究 II		4	日 本 法 制 史 特 殊 研 究		2
行 政 法 特 殊 研 究 III		2	日 本 法 制 史 基 本 研 究		4
行 政 法 基 本 研 究 III		4	西 洋 法 制 史 特 殊 研 究		2
民 法 特 殊 研 究 I		2	西 洋 法 制 史 基 本 研 究		4
民 法 基 本 研 究 I		4	英 米 法 特 殊 研 究		2
民 法 特 殊 研 究 II		2	英 米 法 基 本 研 究 I		4
民 法 基 本 研 究 II		4	英 米 法 基 本 研 究 II		4
民 法 特 殊 研 究 III		2	ド イ ツ 法 特 殊 研 究		2
民 法 基 本 研 究 III		4	ド イ ツ 法 基 本 研 究		4
民 法 基 本 研 究 IV		4	フ ラ ン ス 法 特 殊 研 究		2
商 法 特 殊 研 究 I		2	フ ラ ン ス 法 基 本 研 究		4
商 法 基 本 研 究 I		4	国 際 私 法 特 殊 研 究		2
商 法 特 殊 研 究 II		2	国 際 私 法 基 本 研 究		4
商 法 基 本 研 究 II		4	経 済 法 特 殊 研 究		2
商 法 特 殊 研 究 III		2	経 済 法 基 本 研 究 I		4
商 法 基 本 研 究 III		4	経 済 法 基 本 研 究 II		4
商 法 基 本 研 究 IV		4	刑 事 学 特 殊 研 究		2
刑 事 法 特 殊 研 究 I		2	刑 事 学 基 本 研 究		4
刑 事 法 基 本 研 究 I		4	法 社 会 学 特 殊 研 究		2
刑 事 法 特 殊 研 究 II		2	法 社 会 学 基 本 研 究		4
刑 事 法 基 本 研 究 II		4	知 的 財 産 権 法 特 殊 研 究		2
刑 事 法 基 本 研 究 III		4	知 的 財 産 権 法 基 本 研 究 I		4
民 事 訴 訟 法 特 殊 研 究 I		2	知 的 財 産 権 法 基 本 研 究 II		4
民 事 訴 訟 法 基 本 研 究 I		4	< 学 際 科 目 >		
民 事 訴 訟 法 特 殊 研 究 II		2	学 際 分 野 特 殊 研 究		2
民 事 訴 訟 法 基 本 研 究 II		4			
民 事 訴 訟 法 基 本 研 究 III		4			

(注) 学際分野特殊研究は、8単位まで博士前期課程の修了に必要な単位に算入することができる。

(2) 博士後期課程

授 業 科 目	単位数		授 業 科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
憲法特殊演習Ⅰ		2	国際法特殊演習		2
憲法基本演習Ⅰ		4	国際法基本演習Ⅰ		4
憲法特殊演習Ⅱ		2	国際法基本演習Ⅱ		4
憲法基本演習Ⅱ		4	労働法特殊演習Ⅰ		2
憲法特殊演習Ⅲ		2	労働法基本演習Ⅰ		4
憲法基本演習Ⅲ		4	労働法特殊演習Ⅱ		2
行政法特殊演習Ⅰ		2	労働法基本演習Ⅱ		4
行政法基本演習Ⅰ		4	法哲学特殊演習		2
行政法特殊演習Ⅱ		2	法哲学基本演習Ⅰ		4
行政法基本演習Ⅱ		4	法哲学基本演習Ⅱ		4
行政法特殊演習Ⅲ		2	日本法制史特殊演習		2
行政法基本演習Ⅲ		4	日本法制史基本演習		4
民法特殊演習Ⅰ		2	西洋法制史特殊演習		2
民法基本演習Ⅰ		4	西洋法制史基本演習		4
民法特殊演習Ⅱ		2	英米法特殊演習		2
民法基本演習Ⅱ		4	英米法基本演習Ⅰ		4
民法特殊演習Ⅲ		2	英米法基本演習Ⅱ		4
民法基本演習Ⅲ		4	ドイツ法特殊演習		2
民法基本演習Ⅳ		4	ドイツ法基本演習		4
商法特殊演習Ⅰ		2	フランス法特殊演習		2
商法基本演習Ⅰ		4	フランス法基本演習		4
商法特殊演習Ⅱ		2	国際私法特殊演習		2
商法基本演習Ⅱ		4	国際私法基本演習		4
商法特殊演習Ⅲ		2	経済法特殊演習		2
商法基本演習Ⅲ		4	経済法基本演習Ⅰ		4
商法基本演習Ⅳ		4	経済法基本演習Ⅱ		4
刑事法特殊演習Ⅰ		2	刑事学特殊演習		2
刑事法基本演習Ⅰ		4	刑事学基本演習		4
刑事法特殊演習Ⅱ		2	法社会学特殊演習		2
刑事法基本演習Ⅱ		4	法社会学基本演習		4
刑事法基本演習Ⅲ		4	知的財産権法特殊演習		2
民事訴訟法特殊演習Ⅰ		2	知的財産権法基本演習Ⅰ		4
民事訴訟法基本演習Ⅰ		4	知的財産権法基本演習Ⅱ		4
民事訴訟法特殊演習Ⅱ		2			
民事訴訟法基本演習Ⅱ		4			
民事訴訟法基本演習Ⅲ		4			

2 政治学専攻

(1) 博士前期課程

授 業 科 目	単位数		授 業 科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
< 所 属 専 攻 科 目 >			行 政 学 特 殊 研 究 I		2
政 治 学 特 殊 研 究 I		2	行 政 学 基 本 研 究 I		4
政 治 学 基 本 研 究 I		4	行 政 学 特 殊 研 究 II		2
政 治 学 特 殊 研 究 II		2	行 政 学 基 本 研 究 II		4
政 治 学 基 本 研 究 II		4	行 政 学 特 殊 研 究 III		2
政 治 学 基 本 研 究 III		4	行 政 学 基 本 研 究 III		4
政 治 学 史 特 殊 研 究		2	政 治 社 会 学 特 殊 研 究 I		2
政 治 学 史 基 本 研 究 I		4	政 治 社 会 学 基 本 研 究 I		4
政 治 学 史 基 本 研 究 II		4	政 治 社 会 学 特 殊 研 究 II		2
日 本 政 治 思 想 史 特 殊 研 究		2	政 治 社 会 学 基 本 研 究 II		4
日 本 政 治 思 想 史 基 本 研 究		4	政 治 過 程 論 特 殊 研 究		2
日 本 政 治 史 特 殊 研 究		2	政 治 過 程 論 基 本 研 究		4
日 本 政 治 史 基 本 研 究		4	比 較 福 祉 政 治 論 特 殊 研 究		2
西 洋 政 治 外 交 史 特 殊 研 究 I		2	比 較 福 祉 政 治 論 基 本 研 究		4
西 洋 政 治 外 交 史 基 本 研 究 I		4	財 政 学 特 殊 研 究		2
西 洋 政 治 外 交 史 特 殊 研 究 II		2	財 政 学 基 本 研 究		4
西 洋 政 治 外 交 史 基 本 研 究 II		4	憲 法 特 殊 研 究 I		2
西 洋 政 治 外 交 史 特 殊 研 究 III		2	憲 法 基 本 研 究 I		4
西 洋 政 治 外 交 史 基 本 研 究 III		4	憲 法 特 殊 研 究 II		2
国 際 政 治 特 殊 研 究 I		2	憲 法 基 本 研 究 II		4
国 際 政 治 基 本 研 究 I		4	< 学 際 科 目 >		
国 際 政 治 特 殊 研 究 II		2	学 際 分 野 特 殊 研 究		2
国 際 政 治 基 本 研 究 II		4			
国 際 政 治 基 本 研 究 III		4			
アメリカ政治外交史特殊研究		2			
アメリカ政治外交史基本研究		4			

(注) 学際分野特殊研究は、8単位まで博士前期課程の修了に必要な単位に算入することができる。

(2) 博士後期課程

授 業 科 目	単位数		授 業 科 目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
政 治 学 特 殊 演 習 I		2	アメリカ政治外交史特殊演習		2
政 治 学 基 本 演 習 I		4	アメリカ政治外交史基本演習		4
政 治 学 特 殊 演 習 II		2	行 政 学 特 殊 演 習 I		2
政 治 学 基 本 演 習 II		4	行 政 学 基 本 演 習 I		4
政 治 学 史 特 殊 演 習		2	行 政 学 特 殊 演 習 II		2
政 治 学 史 基 本 演 習		4	行 政 学 基 本 演 習 II		4
日 本 政 治 思 想 史 特 殊 演 習		2	政 治 社 会 学 特 殊 演 習 I		2
日 本 政 治 思 想 史 基 本 演 習		4	政 治 社 会 学 基 本 演 習 I		4
日 本 政 治 史 特 殊 演 習		2	政 治 社 会 学 特 殊 演 習 II		2
日 本 政 治 史 基 本 演 習		4	政 治 社 会 学 基 本 演 習 II		4
西 洋 政 治 外 交 史 特 殊 演 習 I		2	政 治 過 程 論 特 殊 演 習		2
西 洋 政 治 外 交 史 基 本 演 習 I		4	政 治 過 程 論 基 本 演 習		4
西 洋 政 治 外 交 史 特 殊 演 習 II		2	比 較 福 祉 政 治 論 特 殊 演 習		2
西 洋 政 治 外 交 史 基 本 演 習 II		4	比 較 福 祉 政 治 論 基 本 演 習		4
国 際 政 治 特 殊 演 習 I		2	財 政 学 特 殊 演 習		2
国 際 政 治 基 本 演 習 I		4	財 政 学 基 本 演 習		4
国 際 政 治 特 殊 演 習 II		2			
国 際 政 治 基 本 演 習 II		4			